

令和7年分 年末調整チェックシート

社員コード【 】 氏名【 】

以下を記載の上、各申告書・添付書類とともに 月 日までに提出してください。
該当する項目の□に✓し、【 】に添付書類の提出枚数を記載してください。

扶 給与所得者の扶養控除等申告書

- 全員提出してください（原則、令和7年分と令和8年分の両方）。

令和7年分	☐ 記載済の家族について変更があった	→ 必要箇所を訂正
	☐ 新たに扶養控除等の対象となった家族がいる	→ 必要事項を記載
	☐ 海外に住む（1年以上。予定も含む）家族について、扶養控除・障害者控除を適用したい	☐ 親族関係書類※1 【 】 枚 ☐ 留学ビザ等書類※1※2 【 】 枚 ☐ 送金関係書類 【 】 枚 ☐ 38万円送金書類※3 【 】 枚
	☐ 扶養控除等の対象となる家族がいる	→ 必要事項を記載
8年分	☐ 海外に住む（1年以上。予定も含む）家族について、扶養控除・障害者控除を適用したい	☐ 親族関係書類※1 【 】 枚 ☐ 留学ビザ等書類※1※2 【 】 枚

※1 すでに提出している場合は添付不要。
※2 その家族が30歳以上70歳未満で留学生の場合に添付。
※3 その家族の生活費・教育費としてあなたから年間38万円以上送金したことを証明する通帳コピーや送金明細等。その家族が30歳以上70歳未満の場合に添付。

保 給与所得者の保険料控除申告書

- 次に✓が付く場合に、該当箇所を記載して提出してください。

☐ 生命保険料を支払った	→ ☐ 生命保険料控除証明書 【 】 枚
☐ 地震保険料を支払った	→ ☐ 地震保険料控除証明書 【 】 枚
☐ 国民年金保険料、国民年金基金の掛け金を支払った※4	→ ☐ 社会保険料控除証明書※6 【 】 枚
☐ 国民健康保険料、後期高齢者医療保険制度の保険料を支払った※4	→ 添付書類なし（申告書への記載のみ）
☐ 中小機構と契約した共済掛金、iDeCoの掛金などを支払った※5	→ ☐ 小規模企業共済等掛金払込証明書 【 】 枚

※4 あなたが支払った家族（生計が同じ）の分も含む。
※5 給与天引き分は除く。
※6 国民年金の2年前納で「各年に申告する」を選択した場合、「申告する年」が令和7年を添付。

基・配・特・所 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整特別控除

- 次に✓が付く場合に、該当箇所を記載して提出してください。

給与所得者の基礎控除申告書	
☐ 合計所得金額の見積額が2,500万円以下	
給与所得者の配偶者控除等申告書	
☐ 配偶者（特別）控除を適用したい 適用には、次の両方に該当する必要があります ① あなたの合計所得金額が1,000万円以下（給与のみの場合年収1,195万円以下、所得金額調整控除適用の場合は1,210万円以下） ② 配偶者の合計所得金額が133万円以下（給与のみの場合年収201万5,999円以下）	
☐ その配偶者が海外に住んでいる（1年以上。予定も含む）	☐ 親族関係書類※1 【 】 枚 → ☐ 送金関係書類 【 】 枚
給与所得者の特定親族特別控除申告書	
☐ 特定親族特別控除を適用したい 適用には、次の両方に該当する必要があります ① 19歳以上23歳未満の子等があり、その子等の合計所得金額が58万円超123万円以下（給与のみの場合年収123万円超188万円以下） ② その子等が他の家族の特定親族又は配偶者特別控除の対象となっていない	
所得金額調整特別控除	
☐ 年収850万円超で、所得金額調整控除を適用したい 適用には、次のどれかに該当する必要があります ① あなた、同一生計配偶者、扶養親族のどなたかが、特別障害者に該当する ② 23歳未満の扶養親族（合計所得金額58万円以下。給与のみの場合年収123万円以下）を有する	

その他

- 次に✓が付く場合は、以下の書類も提出してください。

☐ 住宅ローン控除（2年目以降）を適用したい	→ ☐ 住宅借入金等特別控除申告書（令和7年分） 【 】 枚 ☐ 年末借入金残高証明書（金融機関から届く） 【 】 枚
☐ 今年転職してきた	→ ☐ 前職の給与所得の源泉徴収票（本年分） 【 】 枚

添付書類は、こちらに貼付して提出してください。

(例)

- ✓ 前職の給与所得の源泉徴収票
- ✓ 親族関係書類・留学ビザ等書類・送金関係書類・38 万円送金書類
- ✓ 生命保険料控除証明書
- ✓ 地震保険料控除証明書
- ✓ 社会保険料控除証明書
- ✓ 小規模企業共済等掛金払込証明書 等

令和 7 年分の年末調整のポイント

- 扶養親族等の所得要件が、**58 万円**以下に改正されました（改正前：48 万円）。この改正により新たに扶養控除等の対象となった家族がいる場合は、「令和 7 年分の給与所得者の扶養控除等申告書」に記載してください。
- 給与収入が 190 万円以下の場合における**給与所得控除**が、一律 **65 万円**に改正されました。給与所得の計算の際、ご注意ください。
- 19 歳以上 23 歳未満の子がいて「**特定親族特別控除**」を**適用する場合は**、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」の提出が必要です。

貼付前に、ご確認ください。

□源泉徴収票や証明書に記載された年は「令和 7 年」「2025 年」ですか？

→“令和 6 年”“2024 年”など、本年ではない書類は適用できません。

□証明書に係る保険料などを支払った人は、あなたご自身ですか？

→負担者があなた（申告者）自身でなければ、控除を受けることはできません。